

函館市企業局建設工事総合評価落札方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市企業局が条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件を総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う建設工事（以下「対象工事」という。）は、工事の品質確保のため、入札者の施工計画、施工能力および配置予定技術者等に係る評価項目ならびに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

(総合評価の方式)

第3条 この要領において行う総合評価落札方式とは、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、入札者の簡易な施工計画、工事施行成績、施工実績および配置予定技術者の資格等の評価項目ならびに入札価格を総合的に評価する方式
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画を評価項目とせずに、入札者の工事施行成績、施工実績および配置予定技術者の資格等の評価項目ならびに入札価格を総合的に評価する方式

(総合評価審査会)

第4条 総合評価落札方式の実施に当たり、審議、評価等を行うための函館市企業局総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会の組織および運営等については、函館市企業局総合評価審査会運営要領で定める。

(落札者決定基準)

第5条 政令第167条の10の2第3項の規定により定める総合評価落札方式により落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合評価落札方式評価基準
- (2) 評価の方法
- (3) 落札者の決定方法

2 前項第1号の総合評価落札方式評価基準（以下「評価基準」という。）は、評価項目およびその配点について、対象工事の目的、内容等により別に定める。

3 第1項第2号の評価の方法は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）および入札価格を基に、次のいずれかの方法により算出した数値（小数第5位以下切り捨て。以下「評価値」という。）により行う。

- (1) 除算方式

評価値＝（標準点100点＋技術評価点）÷入札価格×1,000,000

- (2) 加算方式

評価値＝技術評価点＋価格評価点（80×（最低入札価格÷入札価格））

なお、最低入札価格および入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格を低入札調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととする。

4 第1項第3号の落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者とする。ただし、函館市企業局建設工事低入札価格調査要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、同要領第10条第1項に規定する低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者とする。

(2) 前号の規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 政令第167条の10の2第4項および地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定により意見を聴く場合は、次の各号に掲げる場合の必要に応じ、当該各号に定めるところにより2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合 第5条の規定により落札者決定基準を定めようとする場合に留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 前号の規定により落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合に落札者を決定しようとする場合 当該落札者の決定に関し意見を聴取する。

（公告事項）

第7条 総合評価落札方式により入札を行うときは、基本的な事項のほか次に掲げる事項を一般競争入札の公告に明記しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う建設工事であること
- (2) 評価項目およびその配点に関する事項
- (3) 評価の方法および落札者の決定方法
- (4) 落札者とならなかった者に対する理由の説明に関する事項
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項

（入札の参加申請）

第8条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、総合評価落札方式入札参加資格審査申請書（様式1）に次に掲げる書類のうち必要なものを添付し、指定する日までに公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 施工計画書（様式2）
- (2) 同種工事施行成績確認調書（様式3）
- (3) 同種・同規模工事の施工実績調書（様式4）
- (4) 配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）（様式5）
- (5) 地域貢献確認調書（様式7）
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(入札結果の公表)

第9条 入札結果については、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

(技術評価点に関する措置)

第10条 施工計画に係る評価項目について、評価した内容が請負人の責により満たされていないことが確認された場合は、請負人は、施工計画を適正に実施するため、再度の施工義務を負うものとする。ただし、請負人による再度の施工義務の履行が技術的に困難であるときその他請負人に再度の施工義務の履行をさせることが適当でないと判断されるときは、管理者は、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点するものとし、および必要に応じて函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずるものとする。

2 施工計画に係る評価項目以外の評価項目について、評価した内容が満たされないこととなった場合は、管理者は、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点することができ、および必要に応じて函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずることができる。

(悪質な行為に対する措置)

第11条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第12条 技術評価点を除き、この要領に基づいて申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第13条 落札者とならなかった者は、第9条の規定による入札結果の公表があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、落札者とならなかった理由の説明を書面により求めることができる。

2 管理者は、前項の規定による求めがあったときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に落札者決定に係る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

（委任）

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（補則）

第15条 この要領に定めのない事項については、函館市企業局条件付き一般競争入札要綱，関係法令その他別に定める規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

総合評価落札方式入札参加資格審査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

申請者（企業体名）

住 所

商号または名称

代表者職氏名

年 月 日付けで入札公告のありました次の工事に係る総合評価落札方式入札参加資格について審査されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、本申請書および添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事名：

様式 番号	書類の名称	添付の有無	受付印
3	同種工事施行成績確認調書	必須提出	
4	同種・同規模工事の施工実績調書	必須提出	
5	配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）	必須提出	
7	地域貢献確認調書	必須提出	
		有・無	
		有・無	

注 この申請書は、受理時に受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部（1部はコピー可）提出すること。

施工計画書（工程管理に係る技術的所見）

工程表

申請者：

工事名：

工期：年 月 日から 年 月 日まで

工事種別・細目	数量等	月		月		月		月		月		月		備考
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

技術的所見

注1 A4用紙1枚にまとめること。ただし、工事種別・細目が多い場合は、工程表部分のみ複数枚作成できる。
 この場合、用紙右上余白に「全○葉のうち○号」と記載すること。
 2 フォントサイズは、10ポイントを基本とする。
 3 「工事種別・細目」および「数量等」は、適宜に使用すること

様式 2 - 2

施工計画書（施工上の課題等に対する技術的所見）

申請者

工 事 名	
施工上の課題等	
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画 等

注 1 A 4 用紙 1 枚以内にまとめること。

2 フォントサイズは、10ポイントを基本とする。

様式 3

同種工事施行成績確認調書

申請する工事名 : _____

申請者 _____

	工 事 名	完成年月日	評 定 点
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
平 均 点			

注 1 当該工事と同工種で、指定する期間に受渡しが完了し、函館市（公営企業を含む。以下同じ。）から工事施行成績の評定結果の通知を受けた工事について記載すること。

2 共同企業体の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事であること。

3 平均点は、小数第1位を四捨五入すること。

4 評定結果通知書の写しを添付すること。

5 函館市の工事实績がない場合は、工事名欄に「なし」と記載すること。

6 函館市の工事实績がない企業は、工事成績を65点とする。

様式 4

同種・同規模工事の施工実績調書

申請する工事名： _____

申請者 _____

工 事 名 等	工 事 名			
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	円	円	円
	工 期	から まで	から まで	から から
工 事 概 要				

注1 元請けとして施工し、受渡しの完了した同工種かつ同規模工事の実績であること。そのうち、過去5年間に函館市（公営企業を含む。）、国および他の地方公共団体が発注したものがある場合は、優先的に記載すること。

2 共同企業体の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事であること。また、同規模とは、当該工事の予定価格の70%以上の契約金額とする。

3 工事カルテ等の写しを添付すること。

4 同種同規模工事の施工実績がない場合は、工事名欄に「なし」と記載すること。

様式5

配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）

年 月 日

申請する工事名： _____

申請者 _____

【現場代理人】	氏名	雇用(入社した)年月日	年 月 日雇用
---------	----	-------------	---------

【主任技術者】 【監理技術者】	氏名	生年月日	年 月 日 生
		雇用(入社した)年月日	年 月 日雇用
最終学歴	法令による資格・免許		その他の資格・免許
年卒業	登録番号	年 月 日取得	年 月 日取得
同種・同規模工事の実績			
工事名	工事実績①	工事実績②	工事実績③
発注機関名			
施工場所			
契約金額	円	円	円
工期	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
従事役職			
工事概要			

- 注1 配置予定者は雇用3か月以上の者であること。
 注2 技術者欄は、主任技術者または監理技術者のいずれかの名称を記載し、不要な名称は削除すること。
 注3 同工種かつ同規模工事の実績のうち、過去5年間に元請けとして施工し、受渡しの完了した函館市（公営企業を含む。）、国および他の地方公共団体の発注工事がある場合は、優先的に記載すること。
 注4 工事の実績について、共同企業体の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事であること。また、同規模とは、当該工事の予定価格の70%以上の契約金額とする。
 注5 記載した資格の証および工事カルテ等の写しを添付すること。
 注6 主任技術者（監理技術者）の同種・同規模工事の実績がない場合は、工事名（工事実績①）欄に「なし」と記載すること。

様式 6

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

落札者とならなかった理由の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました次の工事について、
落札者とならなかった理由は、下記のとおりです。

記

工 事 名	
落札者とならなかった理由	

地域貢献確認調書

申請者

評価項目	自社の地域貢献について		
	※1	内 容	
函館市との防災協定の締結	あり	協定名	
	添付書類	協定書の写し（※2）	
	なし		
障がい者の雇用	報告義務（※3）あり。法定雇用率を達成している。		
	総従業員数	人	※4
	障がい者の雇用率	%	※5
	添付書類	「障害者雇用状況報告書」の事業主控の写し	
	報告義務（※3）なし。障がい者を1人以上雇用している。		
	総従業員数	人	※6
	障がい者の雇用人数	人	※7
添付書類	「身体障害者手帳」, 「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の写し		
上記以外			
保護観察対象者等の就労支援	函館保護観察所に協力雇用主として登録され、平成24年4月1日以降に、別紙（様式8）の実績を有している。		
	添付書類	協力雇用主活動実績証明書（様式8）	
	上記以外		

- ※1 自社の地域貢献について、該当する項目に「○」を記載すること。
- ※2 所属団体が函館市と防災協定を締結している場合は、当該団体へ所属していることを確認できる書類を併せて添付すること。
- ※3 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に基づく報告義務
- ※4 入札参加資格審査申請日直近の「障害者雇用状況報告書」の記載数
- ※5 入札参加資格審査申請日直近の「障害者雇用状況報告書」の実雇用率の値
- ※6 年6月1日現在の人数（※3の労働者数（短時間労働者および除外率を考慮した人数））を記載すること。代表者（経営者）を人数に含めないこと。
- ※7 入札参加資格審査申請日時点の雇用人数を記載すること。代表者（経営者）を人数に含めないこと。

協力雇用主活動実績証明書

区 分		証明内容	
雇用主	住 所		
	商号または名称		
	代表者職氏名		
	協力雇用主に 登録した日	年 月 日登録	
実 績	雇 用	対象者	保護観察対象者 ・ 更生緊急保護対象者
		期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	事 業	種 別	事業所見学会 ・ 職場体験講習
		対象者	保護観察対象者 ・ 更生緊急保護対象者
		実施日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

函館保護観察所長 印

※ 内容を記入のうえ、函館保護観察所（函館市新川町25番18号 函館地方
合同庁舎7階）で証明を受けてください。

※ 記入にあたって不明な点は、函館保護観察所就労支援担当（Tel.0138-26-0431）
にお問い合わせください。